

令和6年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和6年4月23日（火）

午後3時35分から

場所 兵庫県民会館 会議室1201

令和6年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和6年4月23日(火)午後3時35分～午後3時55分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(6名)

理事長 岡田 康裕(加古川市長)

副理事長 庵 途 典章(佐用町長)

副理事長 越 田 謙治郎(川西市長)

専務理事 野 倉 加奈美

理事 高 橋 晴彦(加西市長)

理事 西 村 銀三(新温泉町長)

(2) 書面出席(5名)

理事 清 元 秀 泰(姫路市長)	(代理) 保健医療部長	黒 坂 勝 範
酒 井 隆 明(丹波篠山市長)	(代理) 医療保険課長	畑 岡 恭 子
門 康 彦(淡路市長)	(代理) 健康福祉部長	久 住 達 哉
河 野 勝 雄(兵庫県品保総合課長)	(代理) 専務理事	寺 田 利 樹
松 本 眞(尼崎市長)		

(3) 説明のため出席した者の職氏名(7名)

事務局長	入 江 健 介	総務部長	山 中 理 恵
審査部長	宮 崎 勝 也	保険者支援部長	松 本 嘉 弘
総務課長	橋 本 陽 子	財務課長	竹 正 樹
介護福祉課長	工 藤 恵		

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 1 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 2 号 兵庫県国民健康保険団体連合会常勤役員の給料について
- 報告第 3 号 兵庫県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 4 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 5 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 6 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 7 号 兵庫県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 議決事項

- 議案第 1 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 2 号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について

6 会議の概要

開 会	橋本総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡 田 康 裕 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、岡田理事長が議長に選任された。 議 長 岡 田 康 裕 理事長
出席者の報告	橋本総務課長から報告を行った。 出席者 6 名、書面出席者 5 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、高橋理事が指名された。 議事録署名人 高 橋 晴 彦 理事
議 事	入江事務局長から説明及び報告を行った。 ・ 報告事項 (7 件) ・ 議決事項 (2 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

橋本総務課長

ただ今から令和6年度第1回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

岡田理事長

本日は、年度当初のなにかとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、急遽御審議いただきたい議案が出てまいりましたので、この機会を持たせていただきました。

令和6年度予算補正と規則改正に関する議案が2件、理事長専決事項の報告が7件ございます。

詳しくは、この後、1件ずつ説明させていただきます。御審議のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

橋本総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、岡田理事長をお願いいたします。

岡田議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

橋本総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者4名、代理出席を含め、書面出席5名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

岡田議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により、議長が指名することになっておりますので、加西市長の高橋理事さんをお願いいたします。

高橋理事

はい。

岡田議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第1号「役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」から報告第7号「財務規則の一部を改正する規則の制定について」までを報告いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和6年度 第1回 兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」を以下、本会と略させていただきます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

報告第 1 号から報告第 7 号につきましては、本会規約第 34 条の 2 の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございましたので、令和 6 年 3 月 26 日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第 1 号「本会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当に係る減額期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで延長するもので、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

9 ページをお願いいたします。

報告第 2 号「本会常勤役員の給料について」でございます。

令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分までの常勤役員の給料月額を定めたもので、10 ページでございますが、ただし書に記載のとおり、兵庫県の行財政運営方針に準拠し、100 分の 6.0 を減じております。

11 ページをお願いいたします。

報告第 3 号「本会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、本会組織体制の見直しに伴い、関係規定について所要の整備を行うため、制定したものでございます。

12 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、審査企画室を廃止するもので、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

17 ページをお願いいたします。

報告第 4 号「本会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

18 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、夏季休暇の取得期間を「6 月から 9 月の期間内」から「6 月から 10 月の期間内」に拡大するもので、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

23 ページをお願いいたします。

報告第 5 号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」等の改正内容に準じて、所要の整備を行うためでございます。

24 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、

(1) 管理職手当に係る減額期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで延長し、職務の級に応じた割合を管理職手当に乗じて得た額を減額する。

(2) 定年延長等により降格、降任となった場合の給料月額について兵庫県の「職員の給与に関する規則」の改正に準じて、決定することとするもので、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます

29 ページをお願いいたします。

報告第 6 号「本会職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、「本会職員給与規程」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

30 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、「本会職員給与規程」に規定する職務の級の変更に伴い、退職手当の調整額の職務の級を変更するもので、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

35 ページをお願いいたします。

報告第 7 号「本会財務規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

制定理由は、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の導入に伴い、歳入の調定に係る取扱いを整備するため、制定したものでございます。

36 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の導入に伴い、歳入の調定に係る取扱いを整備するもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算から適用するものでございます。

以上、報告第 1 号から報告第 7 号までの説明を終わります。

報告第 1 号から報告第 7 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

岡田議長

ないようですので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、議案第1号「令和6年度一般会計歳入歳出予算補正について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書43ページをお願いします。

議案第1号「令和6年度 本会一般会計 歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、令和6年度 介護職員処遇改善支援事業 及び 福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施に伴い、所要の補正を行う必要があるため、でございます。

なお、年度当初の補正が必要となった理由としましては、令和6年度の予算編成時点では、国から当該事業の実施に係る会計処理等の詳細が示されておらず、必要な予算を計上できなかったためでございます。

44ページをお願いいたします。

合計欄ですが、

補正前 8億4,352万2,000円

補正額 274万7,000円の増、

補正後額 8億4,626万9,000円でございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。

岡田議長

議案第1号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第1号は、本来ですと国民健康保険法第27条第1項の規定により、収入支出の予算については、総会の議決事項ですが、総会を招集する時間的余裕がないため、同法第25条第2項の規定により、理事の専決処分として原案のとおり決定するとともに、同法第25条第3項の規定により、次の総会で報告いたします。

続きまして、議案第2号「介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書47ページをお願いいたします。

議案第2号「本会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部改正に伴い、関係規定について所要の整備を行うため、でございます。

48 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部改正により、介護給付費等の請求内容を記録する記録媒体について、「フレキシブルディスク」いわゆる「FD」が削除されることから、本会が請求業者から受け付ける記録媒体についても、フレキシブルディスクを削除するもので、

施行期日は、令和 6 年 4 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上、議案第 2 号の説明を終わります。

岡田議長

議案第 2 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 2 号は、理事会議決事項として決定いたします。

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

橋本総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の庵逄佐用町長から御挨拶を申し上げます。

庵逄副理事長

新年度早々の理事会ということで皆様本当にお忙しい中御出席、御苦勞様です。

今年度もまた、国民健康保険の事業運営にあたり、安定した運営のため御協力賜りますようよろしくお願いします。

新緑の季節を迎え、一気に山が青々としてさわやかな季節ですが、最近は初夏を通り越して夏のような気候になって、非常に寒暖の差が激しい時でございます。お互いに体調管理に気を付けて、皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げて閉会の御挨拶とさせていただきます。

橋本総務課長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和 6 年度第 1 回理事会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議

長

岡田 康裕

議事録署名人

高橋 晴彦